

# 高知市上下水道事業経営審議会

(令和6年度 第1回審議会資料)

水道料金体系のあり方について②

令和6年11月20日

高知市上下水道局

1 前回審議会（R6.3月）の振り返り

… P1

2 水道料金の歴史

… P5

3 料金シミュレーション

… P9

4 まとめ

… P15



# 1 前回審議会（R6.3月）の振り返り

## ●次期経営戦略策定までのながれ

「高知市上下水道事業経営戦略」は、平成29（2017）年度に令和8（2026）年度までの10か年の計画として策定、その後、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10か年の改定版を策定しています。

次期経営戦略の策定は、令和6（2024）年度決算確定後に本格的な作業開始を予定しています。



次期経営戦略の策定にあたっては、投資計画や収支推計の検討を進める必要があるため、それまでの期間（令和6年度決算確定まで）は、現在の高知市の水道料金体系のあり方について検討を進めていきます。

# 1 前回審議会（R6.3月）の振り返り

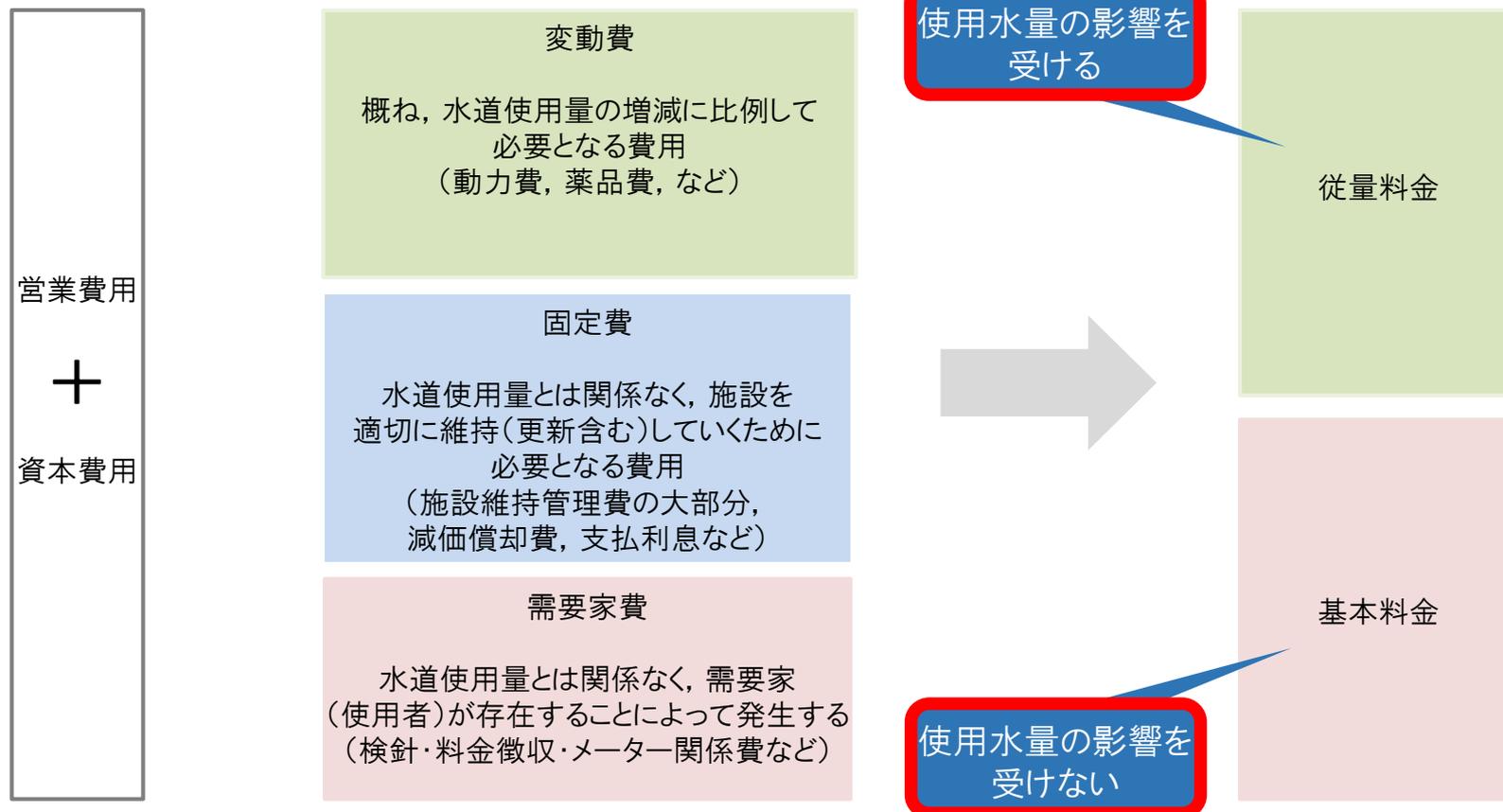
## ● 水道料金体系の設定の考え方

日本水道協会水道料金算定要領では、**総括原価の算定**、**総括原価の分解・配賦**、**料金体系の設定**の3つのステップにより、基本料金と従量料金の割合を算出することが示されています。

総括原価の算定

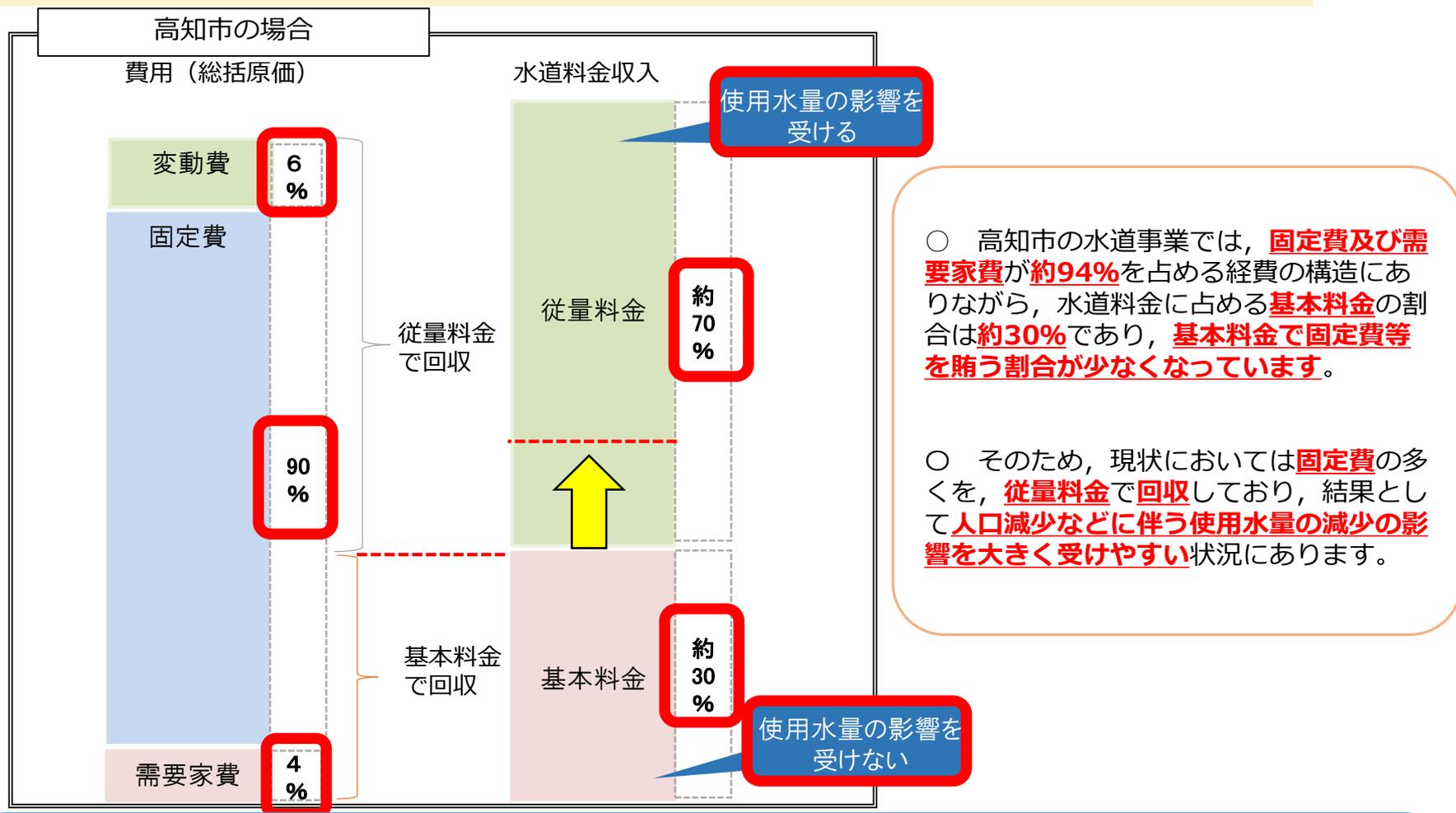
総括原価の分解・配賦

料金体系



# 1 前回審議会（R6.3月）の振り返り

## ●高知市の基本料金と従量料金の割合



『参考』 基本料金と従量料金の配分について（厚生労働省「新水道ビジョン」より抜粋）

**固定費を基本料金ですべて回収するのが最も安定的な料金徴収方法**で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合とすると**水需要の増減に収入が影響されない体系**となります。しかし、**支出の95%（※高知市の場合94%）を基本料金で回収することになり**、現行の料金制度からの**急激な変更は、利用者の許容度を越えた影響**が出ると考えられ、現行の料金制度からの**利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更**していくことが重要です。

# 1 前回審議会（R6.3月）の振り返り

## ● 前回審議会（R6.3月）における主なご意見等

### (1) 水道の歴史等への理解について

- ・これまでの高知市の水道の歴史背景を含めて整理し、公益公共サービスを提供する独立採算制の水道事業への理解を深めるための、当審議会や市民との議論が必要である。

### (2) 水道料金の考え方の年代変遷への理解について

- ・水道料金徴収開始時の料金体系の理念が、現在の状況にあてはまるのか。
- ・固定費が大部分を占めるのにもかかわらず、いつ頃から何を目的として基本料金を低く設定しているのか。

### (3) 水道事業の未来への理解について

- ・人口減少等を踏まえた水道事業の未来について変化を分析し、料金改定が必要であるならば、市民にしっかりと説明することが大事である。



いただいたご意見を基に、水道料金体系がどのような歴史背景で変遷していったのか、水道料金の歴史について紐解いてみました。

# 2 水道料金の歴史

## ●日本の水道料金の変遷

沿革		
明治20年	日本初の近代水道として横浜市で給水開始	日本初の給水規則となる横浜水道給水規則が制定初めて近代水道の料金が決められた。
明治23年	水道条例（明治23年法律第9号）公布	公衆衛生の確保を図る規制法であると同時に水道事業の円滑・適正な運営を図る事業法。（5次にわたる改正を経て昭和32年に廃止。新たに水道法が公布）
大正後半～昭和初期		
昭和32年	水道法（昭和32年法律177号）公布	独立採算制の原則が明記された。
昭和35年～		
昭和42年	日本水道協会が水道料金算定要領を作成	多くの事業者が高度経済成長期における水道施設拡充のための費用の増大がある一方で水道料金改定が遅れがちとなり資金難に直面適正な水道料金算定の方法を示すため、事業者の意見を集約し作成口径別料金体系が示された。
近年		人口減少と節水機器等の発達により、水需要が減少

主要都市へと次々に近代水道が整備され、多くは**放任給水(定額料金制)**であり、家族の人数や牛馬の数に応じて料金に格差を設けていた。

大正後半から昭和初期にかけて、放任給水による水使用の濫用を抑制し、適正な料金収入を得ることを目的に、**計量制を採用する事業者が増加**。また、水道の使用用途を家庭用、営業用、官公署用、浴場用、工業用等に分類し、生活用水を安価とし、業務用に多くの負担を求める**用途別料金制度が定着**。

昭和35年頃からは、高度経済成長期にかけて、産業発展と人口増加、生活様式の変化(風呂の普及等)により、急激に水需要が増加し供給が追いつかない状況となったため、水道使用量を抑制することを目的に**逦増制を導入する事業者が増加**。

原価回収という観点から、収益性の高いものにより、多くの原価を負担させるという負担能力主義に基づく用途別料金から、家事用、営業用、商業用などの用途区分の設定に、合理的基準が存在しないなどの批判から、用途別料金体系から**口径別料金体系へと転換する事業者が増加**

基本料金における**基本水量の見直し、逦増率の見直しを検討する事業者が増加**。

# 2 水道料金の歴史

## ● 高知市の水道料金の変遷

料金改定年月	料金体系	沿革
大正14. 4月	基本料金・従量料金ともに人数で決定	水道創設 計画給水人口40,000人
昭和4.8月	基本料金(基本水量有り) + 単一型従量料金	S7~9 第1期拡張事業 計画給水人口80,000人
昭和12. 7月		
昭和17. 7月	基本料金(基本水量なし) + 単一型従量料金	S21 戦災復旧及び戦災復興事業 昭和21年4月戦災による復旧事業起工(昭和24年3月竣工) 昭和24年3月復興事業起工(昭和30年度竣工予定)
昭和20. 7月		
昭和22. 7月		
昭和23. 4月		S23 震災復旧及び地盤変動復興事業 昭和21年12月南海大地震発生
昭和23. 8月		
昭和25. 4月	基本料金(基本水量有り) + 単一型従量料金	S25 第2期拡張事業 計画給水人口120,000人
昭和26.12月		
昭和28. 1月		

【大正14.4月】

公衆衛生と消火用水の確保を主たる目的として、大正14年に通水開始。  
当時の水道にはメーターが設置されておらず、いわば飲み放題、使い放題の**放任給水**が行われていた

【昭和4.8月】

放任給水であったため、どんどん水を使ってしまう配水池が空になることがあったため、配水量の抑制を図るためにメーターを各戸へ順次取り付け、水道使用料の算定はすべてメートル法による**計量制**とした。  
なお、一般(家庭)用は基本水量を設け、一定量以内なら基本料金で済み、この枠内を設定することで、公衆衛生の確保と同時に水需要の抑制を図っていた。

昭和9年、第1期拡張事業完了後、市域の拡大などで上水道も発展し、昭和19年には給水人口が66,420人に達したが、戦災により、1年後には25,515人まで激減してしまいました。  
さらに、追い打ちをかけるように、昭和21年12月に南海大地震が発生し、戦災による漏水の応急工事がまだ完成しないうちに、震災によってさらに倍化してしまいました。

【昭和25. 4月】

拡張事業の財源確保という意味合いとともに戦後急激な物価高騰、電気料金などの値上げが相次いだことより、料金改定を実施。  
(値上げ率平均50%)  
従量料金単価も値上げすることにより、夏期を迎えて使用量増加に対応

# 2 水道料金の歴史

## ● 高知市の水道料金の変遷

料金改定年月	料金体系	沿革
昭和33.9月	基本料金(基本水量有り)+単一型従量料金	S33 第3期拡張事業 計画給水人口200,000人
昭和40.10月		
昭和44.4月		S44 第4期拡張事業(当初) 計画給水人口286,000人
昭和48.4月	基本料金(基本水量有り)+ <b>逓増型従量料金</b>	
昭和51.4月		
昭和54.12月		S48 第4期拡張事業(第1回変更) 計画給水人口337,000人
昭和57.1月	<b>口径別基本料金</b> (基本水量有り)+逓増型従量料金	
昭和60.4月		H4 第4期拡張事業(第2回変更) 給水計画人口306,900人
平成6.9月		

【昭和44.4月】

水需給の逼迫に対処し、第4期拡張事業計画(新規水源による高知市水道事業変更認可申請)に伴う財源確保のために、料金改定。

生活用水の低廉化を図るため、**逓増型を導入(2段階)**

【昭和48.4月】

物価高騰による人件費、工事単価の上昇や設備投資に伴う資本費の増大により、51年度までの4カ年の新財政計画に基づき料金改定を実施。

・**従量料金を2段階から4段階へ**

・基本料金、使用階層50㎡以下については据え置き

【昭和54.12月】

水道料金改定(案)資料

1 適正な水道料金の決定にあたっては、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎であること、料金の公平の原則に立ち、料金は個別単価に基づき算定されるものであること

2 既往の用途別料金体系には社会政策的な色彩があまりに強く、大量使用者に対する逓増方式に傾斜し過ぎていることから、料金の本質論の見地から体系を考慮

3 1・2の考えから昭和42年以来、日本水道協会の指導方針である**口径別料金体系**を採用

## 2 水道料金の歴史

### ● 高知市の水道料金の変遷

料金改定年月	料金体系	沿革
平成14.7月	口径別基本料金(基本水量廃止)逓増型従量料金	H10 第4期拡張事業(第3回変更) 給水計画人口311,400人
平成23.7月	口径別基本料金逓増・逓減型従量料金	

【平成14.7月】

拡張時代から維持管理の時代へ  
企業債償還及び施設整備事業において累積資金不足が生じるため、料金改定を実施。  
家族構成の変化や節水機器の普及により、使用水量が基本水量に満たない使用者との不公平感を除くため  
**基本水量(8㎡)を廃止。**  
**基本水量を廃止したことによる負担増を緩和するため、1～8㎡までの単価を10円に設定。**

【平成23.7月】

大口使用者の地下水移行を防ぐため**1カ月1,000㎡を超える部分の単価を引き下げ**

水道料金は、料金体系こそ、時代によりそれぞれ違うところがありますが、その体系を採用した理由としては、水需給の逼迫に対処するために、水需要の抑制を図り、また生活用水の低廉化を図ることであり、共通していました。

ただ、一般家庭の料金が比較的低額に抑えられている一方で、逓増制により、事業者等の大口使用者の負担が大きくなっています。

また、昔は三世代家族も珍しくなかった時代から、核家族へと変化し、さらにこれからは、1人世帯が増えてくる傾向にあります。

今の料金体系では、逓増制のため、家族が多いと使用水量が多くなり、同じ生活用水でも、単価が高くなってしまっているのが現状です。

現在、高知市の水源は20万2,900㎡にものぼり、1日最大給水量約12万㎡に対して十分、確保しているので、昔のように水需給に逼迫していない今日、時代に合った負担の在り方、逓増度の緩和についても検討する必要があります。

# 3 料金シミュレーション ～盛岡市バージョン～

## ● 他市事例 盛岡市 ※平成29年4月（5月検針分）から

### ■ 水道料金改定の内容

#### (1) 平均改定率

▲0.03%

#### (2) 基本料金の引き上げ 及び従量料金の引き下げ

- 基本料金の割合を約35%→約40%
- 基本料金が増額になることに配慮
- 従量料金の引き下げ

#### (3) 大口使用区分単価（1,001m<sup>3</sup>～）を新設

- 大口使用者と一般使用者の負担の適正化
- 大量使用区分単価（1,001m<sup>3</sup>～）を新設
- 単価を値下げ

基本料金（消費税込み） ※消費税率8%当時

口径 (mm)	改定案 (円)	現行 (円)	比較増減 (円)	改定率 (%)
13	972	864	108	12.5
20	1,620	1,512	108	7.1
25	2,592	2,484	108	4.3
30	4,860	3,672	1,188	32.3
40	8,964	6,048	2,916	48.2
50	16,308	13,176	3,132	23.7
75	42,876	26,568	16,308	61.3
100	89,424	43,848	45,576	103.9
150	256,932	92,340	164,592	178.2

引き上げ

#### ● 現行・改定料金の比較（消費税込み）

1ヶ月で10m <sup>3</sup> 使用した場合	メーター口径	現行料金	改定料金	差額
	13mm	1,533円	1,612円	79円
20mm	2,181円	2,260円	79円	

1ヶ月で20m <sup>3</sup> 使用した場合	メーター口径	現行料金	改定料金	差額
	13mm	2,872円	2,832円	▲40円
20mm	3,520円	3,480円	▲40円	

従量料金（消費税込み）

用途等の区分	水量区分	改定案(円)	現行(円)	比較増減(円)	改定率 (%)	
一般用	口径25mm以下	1～10m <sup>3</sup>	64	66.96	▲2.96	▲4.4
		11～20m <sup>3</sup>	122	133.92	▲11.92	▲8.9
		21～30m <sup>3</sup>	216	226.80	▲10.80	▲4.7
		31～1000m <sup>3</sup>	270	293.76	▲23.76	▲8.0
		1001m <sup>3</sup> ～	216	293.76	▲77.76	▲26.4
一般用	口径30mm以上	1～50m <sup>3</sup>	270	272.16	▲2.16	▲0.7
		51～1000m <sup>3</sup>	270	293.76	▲23.76	▲8.0
		1001m <sup>3</sup> ～	216	293.76	▲77.76	▲26.4
浴場用	一般公衆浴場	51	51.84	▲0.84	▲1.6	
	温泉浴場	1～100m <sup>3</sup>	140	140.40	▲0.40	▲0.2
		101m <sup>3</sup> ～	216	226.80	▲10.80	▲4.7
臨時用		507	507.60	▲0.60	▲0.1	

引き下げ

## ●水道料金の試算（イメージ）

盛岡市の改定率等を基に試算

### ○基本料金（税抜き）

口径 (mm)	現 (円)	改定率 (%)	新 (円)	差額 (円)
13・20	810	12.5	910	100
25	1,540	4.3	1,640	100
30	2,360	32.3	3,120	760
40	3,540	48.2	5,250	1,710
50	7,780	23.7	9,620	1,840
75	13,620	61.3	21,970	8,350
100	20,540	103.9	41,880	21,340
150	41,100	178.2	114,340	73,240
200	65,500	178.2	182,220	116,720

### ○現行・新料金の比較（口径13・20mm）（税込み）

	現行料金	新料金	差額
1カ月で10m <sup>3</sup> 使用した場合	1,280円	1,399円	119円
1カ月で20m <sup>3</sup> 使用した場合	2,787円	2,774円	▲13円
1カ月で30m <sup>3</sup> 使用した場合	4,591円	4,490円	▲101円

### ○従量料金（税抜き）

#### 口径13・20mm

使用水量区分 (m <sup>3</sup> )	現 (円)	改定率 (%)	新 (円)	差額 (円)
1～8	10	40	14	4
9～20	137	-8.8	125	▲12
21～30	164	-4.7	156	▲8
31～50	193	-8.0	178	▲15
51～100	251	-8.0	231	▲20
101～1000	335	-8.0	308	▲27
1001～	280	-26.4	206	▲74

#### 口径25mm以上

使用水量区分 (m <sup>3</sup> )	現 (円)	改定率 (%)	新 (円)	差額 (円)
1～20	156	0.0	156	0
21～30	164	-0.7	163	▲1
31～50	193	-0.7	192	▲1
51～100	251	-8.0	231	▲20
101～1000	335	-8.0	308	▲27
1001～	280	-26.4	206	▲74

# 3 料金シミュレーション

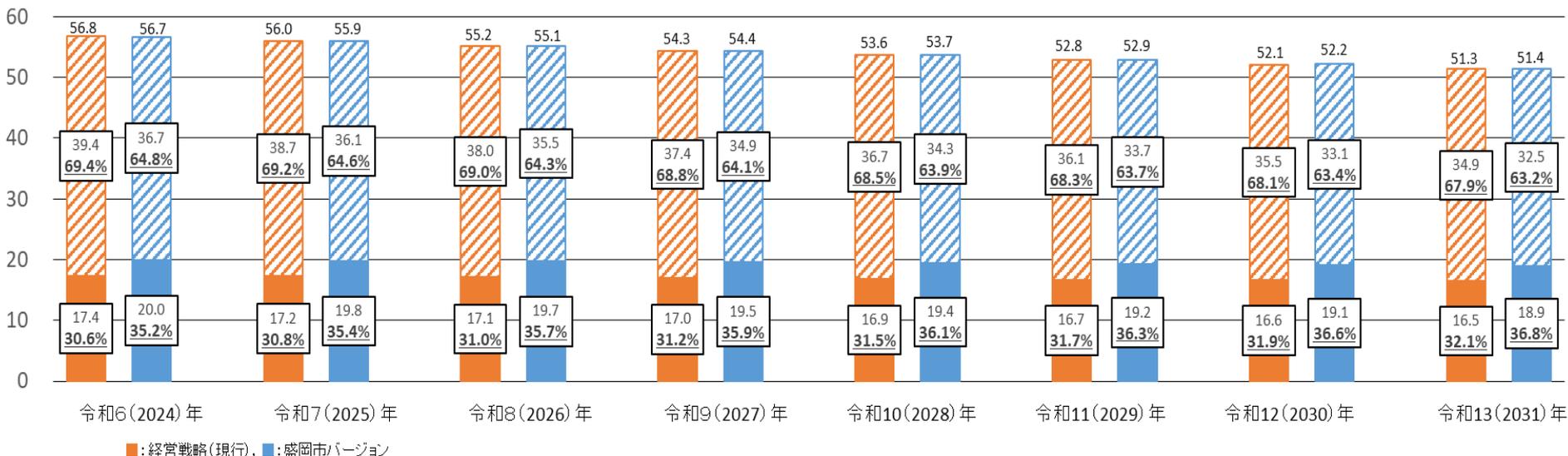
# ～盛岡市バージョン～

## ● 料金収入の推計 (R6～R13) 盛岡市バージョン

○基本料金と従量料金別

■基本料金 □従量料金

(単位: 億円, 税抜き)



R6～R8の改定率▲0.08%

R6～R13の改定率0.06%UP

基本料金の割合 31%⇒36%

		令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	令和12(2030)年	令和13(2031)年	計	
経営戦略 (現行) (A)	基本料金	1,736,870,378	1,724,530,575	1,711,558,990	1,698,597,433	1,685,625,848	1,672,654,263	1,659,111,066	1,645,011,299	13,533,959,855	31%
	従量料金	3,938,604,567	3,870,923,622	3,803,746,854	3,738,058,026	3,673,768,136	3,610,838,510	3,548,353,124	3,486,315,394	29,670,608,233	69%
	計	5,675,474,946	5,595,454,197	5,515,305,844	5,436,655,459	5,359,393,984	5,283,492,774	5,207,464,190	5,131,326,694	43,204,568,087	
盛岡市 バージョン (B)	基本料金	1,995,071,949	1,981,208,714	1,966,635,698	1,952,073,950	1,937,500,934	1,922,927,919	1,907,712,722	1,891,872,243	15,555,004,130	36%
	従量料金	3,672,479,781	3,609,788,947	3,547,514,519	3,486,593,055	3,426,941,300	3,368,523,878	3,310,469,857	3,252,783,309	27,675,094,647	64%
	計	5,667,551,731	5,590,997,661	5,514,150,218	5,438,667,005	5,364,442,234	5,291,451,797	5,218,182,579	5,144,655,552	43,230,098,777	
差額 (B-A)	基本料金	258,201,571	256,678,139	255,076,708	253,476,516	251,875,086	250,273,656	248,601,656	246,860,944	2,021,044,275	
	従量料金	-266,124,786	-261,134,674	-256,232,334	-251,464,970	-246,826,836	-242,314,632	-237,883,267	-233,532,086	-1,995,513,585	
	計	-7,923,215	-4,456,536	-1,155,626	2,011,546	5,048,250	7,959,024	10,718,389	13,328,858	25,530,690	

# 3 料金シミュレーション ～松山市バージョン～

他市事例 2 松山市 ※令和5年4月1日から 継続使用者への経過措置として令和5年6月検針分から反映  
(令和5年4月1日以降に使用を開始した場合は、4月から新料金となる。)

〔平均改定率〕  
13.89%

## ■ 水道料金改定の内容

- ・ 基本料金の引き上げ
- ・ 従量料金の一部引き上げと据え置き
- ・ 平均的な家庭で1カ月375円の改定
- ・ 13mmと20mmの逡増度の緩和  
(7.3倍→5.2倍)

### ◎新水道料金表 (1カ月分)

基本料金 (月額)			従量料金 (月額)					
水道メーターの口径	旧料金	新料金	用途	水道メーターの口径	段階	使用水量	1m <sup>3</sup> につき	
							旧料金	新料金
13mm	785円	990円	一般用	13mm 20mm	第1段	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> までの分	39円	56円
20mm					第2段	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	162円	162円
25mm	1,781円	2,530円			第3段	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	241円	241円
30mm	2,933円	3,740円			第4段	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	267円	267円
40mm	4,610円	6,600円			第5段	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	272円	283円
50mm	8,381円	10,780円			第6段	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	278円	288円
75mm	16,762円	25,080円			第7段	500m <sup>3</sup> を超える分	283円	291円
100mm	27,238円	45,430円	85%	25mm以上	第1段	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> までの分	188円	195円
150mm	54,476円	101,310円			第2段	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	241円	241円
					第3段	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	267円	267円
					第4段	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	272円	283円
					第5段	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	278円	288円
					第6段	500m <sup>3</sup> を超える分	283円	291円
			公衆浴場用	13mm	第1段	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> までの分	39円	56円
				20mm	第2段	10m <sup>3</sup> を超える分	95円	95円
				25mm以上	1m <sup>3</sup> から	95円	95円	

※赤字が料金変更箇所

- 7.3倍 (162円/162円)
- 5.2倍 (267円/267円)
- 据え置き (267円/267円)
- 13.89% (平均改定率)
- 150mmを超えるものは、公営企業管理者が別に定める。
- ※備考
- ・ 消費税及び地方消費税 (税率10%) が含まれています。
  - ・ この料金表は、改正条例の施行日 (令和5年4月1日) から適用されます。施行日以前から継続して使用されているお客さまは、経過措置で令和5年6月以降の検針分から新料金になります。

イメージ	使用水量	旧料金	新料金	影響額
	10m <sup>3</sup>	1,175円	1,550円	375円
	20m <sup>3</sup>	2,795円	3,170円	
	30m <sup>3</sup>	5,205円	5,580円	

基本料金205円引き上げ  
従量料金170円引き上げ

※水道メーターの口径は13mm・20mm

〈松山市HP及び広報紙参照〉

## ●水道料金の試算（イメージ）

松山市の改定率を基に試算

### ○基本料金（税抜き）

口径 (mm)	現 (円)	改定率 (%)	新 (円)	差額 (円)
13・20	810	26.0	1,020	210
25	1,540	41.9	2,190	650
30	2,360	27.4	3,010	650
40	3,540	43.1	5,070	1,530
50	7,780	28.6	10,010	2,230
75	13,620	49.6	20,380	6,760
100	20,540	66.7	34,240	13,700
150	41,100	85.9	76,400	35,300
200	65,500	85.9	121,760	56,260

### ○現行・新料金の比較（口径13・20mm）（税込み）

	現行料金	新料金	差額
1カ月で10m <sup>3</sup> 使用した場合	1,280円	1,546円	266円
1カ月で20m <sup>3</sup> 使用した場合	2,787円	3,053円	266円
1カ月で30m <sup>3</sup> 使用した場合	4,591円	4,857円	266円

### ○従量料金（税抜き）

#### 口径13・20mm

使用水量区分 (m <sup>3</sup> )	現 (円)	改定率 (%)	新 (円)	差額 (円)
1～8	10	41.6	14	4
9～20	137	0.0	137	0
21～30	164	0.0	164	0
31～50	193	0.0	193	0
51～100	251	4.0	261	10
101～1000	335	3.5	347	12
1001～	280	2.7	288	8

#### 口径25mm以上

使用水量区分 (m <sup>3</sup> )	現 (円)	改定率 (%)	新 (円)	差額 (円)
1～20	156	4.0	162	6
21～30	164	0.0	164	0
31～50	193	0.0	193	0
51～100	251	4.0	261	10
101～1000	335	3.5	347	12
1001～	280	2.7	288	8

# 3 料金シミュレーション

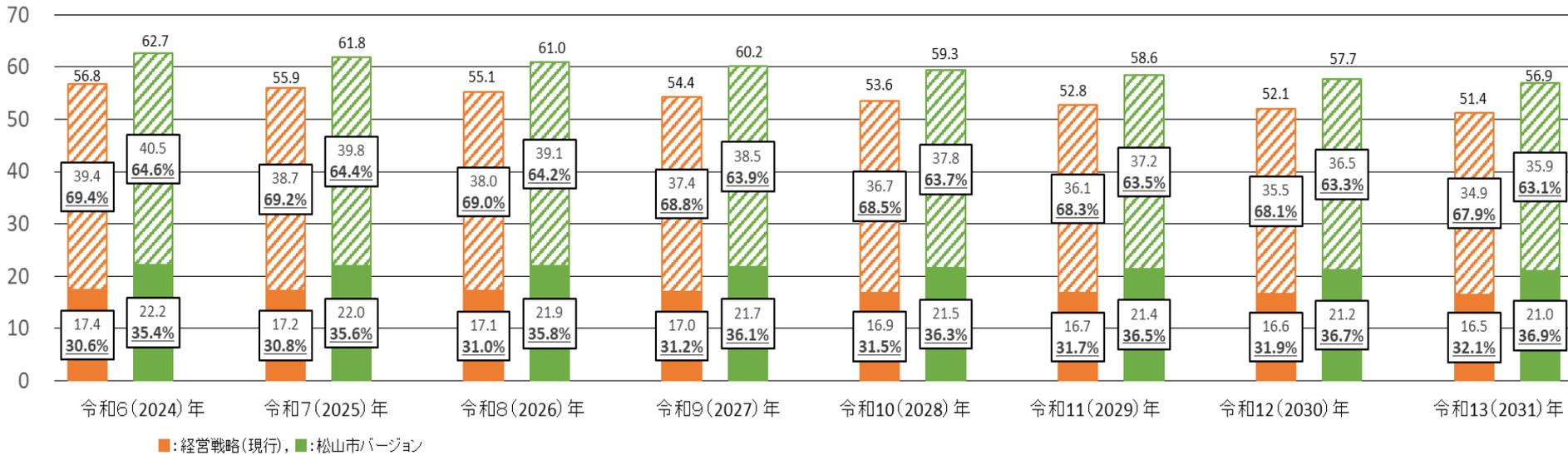
# ～松山市バージョン～

## ●料金収入の推計 (R6～R13) 松山市バージョン

○基本料金と従量料金別

■基本料金 □従量料金

(単位: 億円, 税抜き)



R6～R13の改定率10.67%UP

基本料金の割合  
31%⇒36%

		令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	令和12(2030)年	令和13(2031)年	計	
経営戦略 (現行) (A)	基本料金	1,736,870,378	1,724,530,575	1,711,558,990	1,698,597,433	1,685,625,848	1,672,654,263	1,659,111,066	1,645,011,299	13,533,959,855	31%
	従量料金	3,938,604,567	3,870,923,622	3,803,746,854	3,738,058,026	3,673,768,136	3,610,838,510	3,548,353,124	3,486,315,394	29,670,608,233	69%
	計	5,675,474,946	5,595,454,197	5,515,305,844	5,436,655,459	5,359,393,984	5,283,492,774	5,207,464,190	5,131,326,694	43,204,568,087	
松山市 バージョン (B)	基本料金	2,217,114,571	2,201,575,559	2,185,240,971	2,168,919,010	2,152,584,422	2,136,249,833	2,119,195,437	2,101,440,175	17,282,319,977	36%
	従量料金	4,050,813,687	3,981,849,187	3,913,363,444	3,846,367,038	3,780,769,348	3,716,531,465	3,652,712,628	3,589,316,702	30,531,723,498	64%
	計	6,267,928,257	6,183,424,746	6,098,604,415	6,015,286,048	5,933,353,769	5,852,781,298	5,771,908,064	5,690,756,876	47,814,043,475	
差額 (B-A)	基本料金	480,244,192	477,044,984	473,681,980	470,321,577	466,958,573	463,595,570	460,084,371	456,428,875	3,748,360,122	
	従量料金	112,209,120	110,925,565	109,616,590	108,309,013	107,001,212	105,692,955	104,359,504	103,001,307	861,115,266	
	計	592,453,312	587,970,549	583,298,571	578,630,589	573,959,785	569,288,524	564,443,874	559,430,182	4,609,475,388	

(単位: 円, 税抜き)



今回のシミュレーションでは、基本料金の割合を上げることで、水需要の影響を受けにくい料金体系となりました。

現在、人口減少に伴い給水人口が減少傾向にありますが、一方では、給水世帯は微増傾向にあります。しかしながら、人口減少が進めば、いずれ世帯数も減少し、そうなれば、基本料金収入が減少します。

今後、現経営戦略は、来年度から計画の相違などについて中間検証を行いながら、計画の見直しを進めていくこととなりますが、持続可能な事業経営が求められる中、その根幹となる水道料金制度について、時代に合った水道料金のあり方を考える必要があります。

時代の変化を分析し、蛇口の奥にかかっている費用について、市民の皆さんに理解が得られるよう、広報活動に取り組んでいきます。

